

地方からの提案個票

〈各府省第1次回答まで〉

通番	ヒアリング事項	個票のページ
49	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲(1件)	1~2
15	社会医療法人の認定要件緩和(2件)	3~6
51	水道事業等の認可等の権限の国から都道府県への移譲(6件)	7~20
14	医療用麻薬に係る小売業者間の譲渡に係る許可権限等の都道府県への移譲及び規制緩和(7件)	21~34
47	保育所等の児童福祉施設に係る「従うべき基準」の見直し(17件)	35~81
48	認可外保育施設に係る市町村への権限移譲(1件)	82~83
7	認可外保育所が認可保育所に移行する際の経済的基礎の条件の緩和(1件)	84~85
8	保育所型認定こども園に係る認定の有効期間の廃止(1件)	86~91
10	放課後児童クラブの補助条件の見直し(5件)	92~103
12	介護保険事業に係る規制緩和(3件)	104~111
13	介護認定審査会委員の任期の条例委任(2件)	112~115

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:49

管理番号	781	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県【共同提案】京都府、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

- ・人口10万人に対する医師数が全国及び県平均を下回るへき地の医師増を図る取組として、循環型研修プログラム設定にともなう裁量拡大と地域枠出身の臨床研修医を別枠扱いできるよう求める。
※循環型研修プログラム(都市部、へき地等の医療機関が連携して一つの臨床研修として運営するプログラム)
- ・加えて、国が一方向的に定めている臨床研修病院の指定、研修医受入定員調整について、都道府県が地域事情や政策的な必要性も勘案して設定できるよう制度を見直すこと。
 - (1) へき地とそれ以外の地域に所在する臨床研修病院をグループ化して循環型研修を実施するプログラムを設定し、当該プログラムでの研修希望者が研修定員を超過した場合、超過分を都道府県全体の定員枠として調整できるように見直すこと。
 - (2) いわゆる地域枠出身の臨床研修医は個々の臨床研修病院の研修医受入定員枠とは別枠で扱い、都道府県の裁量で配分できるように見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

- 【現行】
臨床研修病院の研修医受入定員に関し、国が示す定員枠は、各都道府県の人口、医師養成数、面積、離島の有無など、地理的条件等を考慮して算出されており、医師が大都市へ集中しないように一定程度の配慮がなされている。
- 【支障事例】
本県は、10万人あたりの医師数の平均が全国平均並であるものの、圏域によっては、全国平均及び県平均を下回る圏域が存在することから、特にへき地の医師増を図る取組が必要である。
国の医学部入学定員の緊急・臨時的増員も含めた地域枠出身の臨床研修医も、各病院の定員内数として処理されていることから、へき地等における医師不足病院においては現状以上の臨床研修医の確保が困難な状況にある。
- 【移譲による効果】
見直しにより、医師の募集定員の増加等が見込めることから、研修医のへき地等における医師不足が一定程度緩和されることになる。

根拠法令等

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令

臨床研修制度における研修医の募集定員の設定については、平成25年12月に取りまとめられた報告書(医道審議会医師分科会医師臨床研修部会「医師臨床研修制度の見直しについて」)を踏まえた見直しを行い、平成27年度研修(研修医の募集は平成26年度)から適用することとしている。

具体的には、今後、地域枠学生も含めた医学部の入学定員増により臨床研修の研修希望者が増加するため、全国の研修希望者数を推計するなど、医学部卒業生の増加を織り込んだ制度設計を行うとともに、地域医療の安定的確保の観点から、地域枠の状況等も踏まえつつ、都道府県が、都道府県上限の範囲内で各病院の定員を調整できる枠を導入することとしている。

提案内容は、平成26年度の研修医募集から適用される上記見直しによって、都道府県の調整枠により対応可能である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:15

管理番号	308	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件拡充				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定要件である「へき地医療への支援実績」について、へき地診療所だけでなくへき地医療拠点病院への医師派遣についても認定要件とすること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】へき地診療所を支えるへき地拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、へき地拠点病院からへき地診療所への医師派遣が厳しい状況にある。

【制度改正の必要性】平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」第3条1号イ「へき地にある診療所」を「へき地にある診療所又はへき地医療拠点病院」に改め、へき地医療等を行う社会医療法人の認定要件を拡充し、その数を増やすことで、へき地医療拠点病院の支援体制を確保する。

(参考)本県では、県内のへき地診療所17か所のうち、常勤医師を確保できている診療所は4か所のみ。また、へき地医療を支えるへき地医療拠点病院の常勤医師数が減少傾向にあり、ここ10年でピーク時から約30%減少している病院もある。

根拠法令等

医療法第42条の2
平成20年厚生労働省告示第119号「医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準」
厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

へき地医療拠点病院は巡回診療の実施やへき地診療所への代診医等の派遣など、へき地の住民に対する医療提供及びその支援(以下「へき地医療活動」という。)を行う病院として都道府県知事が指定するもので、恒常的な医師派遣を受けなければ、こうしたへき地医療活動が実施できない病院については、その指定の趣旨に反すると考えている。

したがって、へき地医療拠点病院に対する恒常的な医師派遣を社会医療法人の認定要件にすることは、当該病院に係るへき地医療拠点病院の指定と矛盾することから、対応は不可である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:15

管理番号	387	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	社会医療法人の認定要件緩和				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

社会医療法人の認定に当たって、複数の県に医療施設を設置している医療法人について、地域の医療提供体制を確保するため、例えば、当該施設の設置エリアが一の「定住自立圏」内にある場合や事業規模が一の県に集中している場合は、一の県に医療施設を設置する医療法人とみなし、一の県のみ医療施設を設置している医療法人と同等の取扱いとすること。

(参考)

「同等の取扱い」とは、一の県のみで救急医療確保等事業を行っていれば認定要件を満たすこととすることを指す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が厚生労働大臣による社会医療法人の認定を得るためには、厚生労働省医政局長通知に基づき、それぞれの県の医療施設において救急医療確保等事業を実施することが要件の一つとして定められており、一の県にしか施設を有さない医療法人と比較しハードルが高い。そのため、医療法人が社会医療法人の認定要件を満たすために、一方の県に置く医療施設の数が少なく、不採算の場合、一方の県の全ての医療施設を廃止する可能性がある。そうした場合、廃止となる地域に他の医療施設が少ない場合、医療の安定的な提供体制が崩壊するおそれがある。

【改正の必要性】

複数の県に医療施設を設置している医療法人が社会医療法人の認定を得る場合において、例えば「定住自立圏」を県境を越えて形成している場合又は事業規模(経営規模・人員規模等)が一の県に集中している場合、社会医療法人の認定にあっては一の県に医療施設を設置しているとみなし、一の県のみ医療施設を置く医療法人と同様の取扱いとする。

そうすることで、社会医療法人の認定のために、一の県の医療施設を廃止する等の動きを誘発することなく、引き続き医療提供が継続されるため、関係県の地域住民にとってもウインウインの関係を築くことができる。(なお、一旦社会医療法人の認定を受ければ、その後、不採算の医療施設を廃止するためには、それまでの税の優遇措置分も返還する必要があるため、医療法人に対し施設廃止の動きに一定のブレーキがかかる。)

根拠法令等

医療法第42条の2

厚生労働省医政局長通知(平成20年3月31日医政発第0331008号)「社会医療法人の認定について」

平成25年11月より、「医療法人の事業展開等に関する検討会」を設置し、医療法人に関する制度について様々な検討を行っているところだが、社会医療法人制度のあり方についても、今後の検討内容としていることから、その際いただいた提案内容についても併せて検討したいと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号 21 提案区分 A 権限移譲 提案分野 環境・衛生

提案事項(事項名) 水道事業(給水人口5万人超)の認可・指導監督権限の移譲

提案団体 愛知県

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

給水人口5万人超の水道事業への認可及び指導監督事務は、厚生労働大臣の権限とされているが、これを全て都道府県知事に移譲すべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
水源の公正な配分、合理的配置等を考慮した水道事業の統合等による水道施設整備の要請が高まる中で、給水人口5万人を超える水道事業者に対して県の権限が及ばないことは、県が水道事業の統合等を視野に入れた働きかけを行う上で支障となっている。

【制度改正の必要性】
移譲を進めることにより、広域化の推進、事業者の利便性の向上、及び事業者に対する都道府県による迅速かつきめ細やかな指導・監督の実施が期待される。

【愛知県内の水道事業者の認可権限について】(平成26年4月1日現在)
大臣認可水道事業者 32事業体
県認可水道事業者 11事業体(簡易水道事業除く)

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年12月)時点からの事情変更は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号	150	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限移譲				
提案団体	鳥取県・大阪府				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業並びに1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を、都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【改正の必要性】

都道府県域で完結する水道事業の認可・指導監督については、事業の規模等により監督官庁を分離することは非効率である。

なお、水利調整の要否が、移譲するか否かの判断基準のひとつとされているが、計画給水人口5万人以下の水道事業においても水利調整を要するものは存在している。

また、厚生労働省の新水道ビジョン(H25.3策定)では、都道府県は圏域の水道事業者間の調整役としての役割を果たすことが求められている。

【移譲による効果】

国の認可審査期間は都道府県(本県では水道事業の認可等の標準処理期間は21日)に比して長期であり、指導監督の密度は都道府県に比して小さいことから、衛生対策の迅速化による水道水の安全性確保や将来にわたる安定供給のための方策等について地域の実情に応じたきめ細やかな指導・監督が可能となるよう権限移譲を求める。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項、第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年13月)時点からの事情変更は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号	237	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞き取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか
水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年14月)時点からの事情変更は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号	299	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	都道府県による水道(用水供給)事業の認可事務、立入検査等に関する権限の拡大				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が行う計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量2万5千立方メートル超の水道用水供給事業の認可事務、立入検査等について、その権限の全部又は一部を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状と課題】

水道事業及び水道用水供給事業の認可と立入検査等の事務は、厚生労働大臣が行うこととされているが、そのうち、同法第46条により、給水人口が5万人以下の水道事業及び一日最大給水量が25,000m³以下である水道用水供給事業は、都道府県知事が行うものとされている。

現在、当県内の水道事業は、給水人口や料金収入の減少、水道施設の更新需要の増大など厳しい経営環境の変化に直面している。また、小規模な事業者が多く、技術的基盤が脆弱であり、安定的に水を供給し続けるための中長期的な経営を考慮した運営基盤が十分に構築されていない現状にある。

【課題解決に係る施策の方向性】

これらの課題解決には、近隣水道事業者等との連携により運営基盤の強化を図ることが有効であるが、その具体化には、地方の中核となる水道事業者等の存在が不可欠である。

厚生労働省が平成25年に発表した「新水道ビジョン」において、都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されているところである。

【施策に係る支障】

しかしながら、都道府県は、地域の中核となる計画給水人口5万人超の水道事業及び一日最大給水量25,000m³超の水道用水供給事業の立入検査等の権限を有していないため、当該地域の関係水道事業者間の調整等に支障を来している状況にある。

【提案事項】

持続可能な地域水道の整備に都道府県が積極的に関与するためにも、都道府県知事に移譲している事業認可や立入検査等の権限の範囲を拡大すべきである。

根拠法令等

水道法第46条第1項、水道法施行令第14条第1項及び第2項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年15月)時点からの事情変更は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号	698	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業経営の認可等の権限移譲				
提案団体	大阪府・和歌山県・鳥取県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項中「及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を営業者から供給を受ける水を水源とする水道事業」を削除し、水道用水供給事業を営業者から水の供給を受ける水道事業に係る事務についてはすべて都道府県が行う。また、それが困難であれば、当該規定中の給水人口を5万人の規模から拡大する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状・支障事例】

別紙参照。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

根拠法令等

水道法施行令第14条第1項

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年16月)時点からの事情変更は認められない。

(大阪府：別紙)

<提案項目>

水道事業経営の認可等の権限移譲

<求める措置の具体的内容> (全文)

厚生労働大臣が有する水道事業経営の認可等の権限について、都道府県知事への移譲を進める。地域の実情に応じて、知事認可の対象を拡大するなど、都府県が広域的な事業間調整や連携推進の役割を果たしていくための枠組みを整備する。

【具体的な改正内容】

水道法施行令第14条第1項の

「水道事業（河川法第三条第一項に規定する河川の流水を水源とする水道事業及び河川の流水を水源とする水道用水供給事業を経営する者から供給を受ける水を水源とする水道事業であつて、給水人口が5万人を超えるものを除く。）」の除外対象の一部（下線部分）を削除し、直接河川の流水を水源とする水道事業のみを除外対象とする。また、それが困難であれば給水人口を5万人の規模から拡大する。

<具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性> (全文)

【現状】

現状の水道事業経営の認可、変更認可権限は、水道法施行令第14条により、給水人口（5万人以下）等によって大臣又は知事に区分されている。平成25年3月に策定された「新水道ビジョン」では、各市町村がビジョンに沿った事業経営が行えるよう、リーダーシップを発揮した助言等を行うことが都道府県には求められている。府域においては、大阪広域水道企業団が、大阪市を除く42市町村に水道用水を供給しているため、43市町村のうち34市町（人口比98%）の水道事業が大臣認可となっている。

【支障事例】

近年、検討が進められている府域の水道事業統合に関して、府の積極的な関与を望む声も少なくないが、認可権限が限定されている現状においては、府が主導的な立場をとり、広域化を推進することに支障をきたしている。

昨年、大阪市と大阪広域水道企業団の統合協議は不調に終わり、現在は、大阪広域水道企業団と3つの受水市町村（四條畷市、太子町、千早赤阪村）との水道事業の経営統合について議論されているが、水道法第5条の2の広域的水道整備計画の策定等に係る調整等を根拠として、府が事業認可や報告徴収の権限が及ばない他の水道事業者に対し、統合検討を促すのにも限界がある。

【制度改正の必要性】

地方分権に関する過去の厚生労働省見解では、5万人超の規模の水道事業認可における水利調整等の必要性から、河川の流水を水源とする水道事業については国において直

接管轄することが適切とされ、水道用水供給事業者についても、同様の取り扱いとなっている。しかし、近年、水需要が年々減少し、自己水を廃止して企業団から全量を受水する事業者が増加している中、今後、新たな水源開発を伴う事業認可は見込まれない。隣接水道事業や、水道用水供給事業と水道事業等の間での水平統合・垂直統合の検討が進められている現状においては、隣接している水道事業者について水利調整の有無、5万人超の認可権限のラインで分断することは、事業間調整を複雑にし、広域化を加速できないひとつの要因となっている。

【提案が実現した場合の効果】

そこで、今後は、水利調整に主眼を置くのではなく、地域の一体性に主眼を置くことに転換し、一定規模まで（大臣認可の水道用水供給事業からの受水のみ水道事業）の権限を都道府県知事に移譲していただきたい。水道法第5条の2の広域的水道整備計画と、同法第6条の事業認可の権限を併せ持つことで、都道府県知事が水道の広域化をさらに推進することができるようになる。また、水利調整の必要があると考えられる大規模な水道用水供給事業、水道事業については、引き続き大臣認可として国による関与も存続させることで、役割分担が適切化されると考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:51

管理番号	943	提案区分	A 権限移譲	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	水道事業に係る厚生労働大臣の認可・指導監督権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	中国地方知事会				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

水道法に基づき厚生労働大臣が行っている水道事業等(計画給水人口5万人超の特定水源水道事業及び1日最大給水量が2万5千立方メートルを超える水道用水供給事業)に関する認可等の権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業認可の事前協議及び審査に要する時間は(国よりも)県の方が短いため、市町からは県への移譲要望あり(担当者レベルで聞き取り)

国がH25.3に公表した「新水道ビジョン」には、都道府県の役割について「認可権限等の枠組みにとらわれることなく、広域的な事業間調整機能や流域単位の連携推進機能を発揮することが求められる。」と記述されている。これを実現するためには、平素からの認可や指導監督を通じた水道事業者との連携関係の構築や水道事業者の状況把握が必要であるところ、現行制度ではこれを図ることができない。

【懸念の解消】

給水人口が5万人を超える水道事業であっても、認可事務の基準は同様であり、技術的な問題はない。

根拠法令等

水道法第6条ほか

他の都道府県に建設されるダムや流域が異なる河川を水源としている水道事業、取水量が多く他の利水者に大きな影響を与える水道事業等について、国が河川行政や水資源行政と連携しつつ、広域的調整により水資源の合理的配分を実現するため、公正・中立な立場から水利調整と水道事業を一体的に運用する必要がある。

現在も、とりわけ一定以上の水道事業に関する水利調整の必要性について、地方分権推進委員会第1次勧告(平成8年17月)時点からの事情変更は認められない。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	187	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬小売業者間譲渡許可権限の都道府県への移譲				
提案団体	福井県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬小売業者間譲渡許可権限を都道府県に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

麻薬小売業者(薬局)は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡すことはできないが、厚生労働大臣の許可を受ければ一定の条件の下、麻薬小売業者間で譲渡できることとなっている。麻薬小売業者間譲渡許可の実際の事務は地方厚生局麻薬取締部が行っている。

一方、麻薬小売業者の免許は都道府県知事の権限であり、通常の監視指導は都道府県が行っている。小売業者にとっては、緩和ケアの推進等で利用が増えている麻薬を有効利用するため、小売業者間譲渡許可を取得し、業者間で麻薬の譲受を行いたい、許可申請などの手続きを県外にある厚生局にしなければいけないため、時間がかかるなど不便な状況にある。

また、都道府県にとっては許可情報が事後に厚生局から送られるため、許可の事実を把握できず、監視指導の時期が合わない場合がある。

【制度改正の効果】

都道府県が麻薬小売業者の免許と併せて事務を行うことで、効率的な事務処理、実質的な監視指導が可能となる。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、11項、同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考えられる。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

地方厚生局からの許可情報の遅延については、その情報提供体制を見直し、迅速に情報共有を行えるように改善可能であると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	310	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可の国から都道府県への移譲				
提案団体	熊本県、佐賀県、大分県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

厚生労働省(地方厚生局麻薬取締部)が行っている麻薬小売業者間譲渡許可を都道府県知事が行うことができるよう権限を移譲すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

麻薬の譲渡は、麻薬小売業者の免許を有しなければ行うことができないが、当該免許交付は都道府県知事が行い、麻薬小売業者間譲渡の許可は九州厚生局で行っている。許可申請者は、事前相談のために、厚生労働省地方厚生局麻薬取締部を訪問する場合もあり、移動距離や時間、経済的な面での負担となっている。

【制度改正の必要性】

麻薬小売業者(薬局)は在庫を十分に抱えているところが少ない状況にある中、麻薬小売業者間譲渡許可は、医療用麻薬を麻薬小売業者(薬局)間で譲渡譲受できる実質唯一の方法である。麻薬処方せんを持つ患者への迅速な調剤提供を行い、在宅緩和ケアを推進するためにも、麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2、麻薬小売業者間譲渡に係る許可権限を、厚生労働省地方厚生局(麻薬取締部)から都道府県に移譲する必要がある。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項及び麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡しは、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であるとする。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	581	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬小売業者間譲渡の許可の都道府県知事への移譲				
提案団体	長野県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

現在、麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、厚生労働大臣の許可となっているが、在宅医療推進の観点から小売業者間の医療用麻薬の譲渡を促進させる必要があることから、当該許可権限を都道府県知事に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行制度】

麻薬及び向精神薬取締法第24条第11項により、麻薬小売業者は、麻薬処方せんを所持する者以外の者に麻薬を譲り渡す場合には、厚生労働大臣の許可を受けなければならないこととなっている。この許可の申請先は、厚生労働省(厚生局)である。

【制度改正の必要性】

許可申請を麻薬小売業免許の権限を有する知事へと移譲することで、申請先が一本化され、申請者にとって時間的・経済的な負担が軽減される。

また、譲渡許可の取得が促進され、麻薬調剤業務の円滑化及び患者の利便性が向上する。

麻薬小売業者間の譲渡許可の前提となる麻薬小売業の免許は知事権限となっており、事務処理も含め、支障が生じることはない。麻薬小売業者間の医療用麻薬の譲渡は、監視指導・麻薬対策課長通知等で許可要件も明確になっている上、全国的にも広がりを見せており、譲渡許可を例外的な取扱いとする事案には当たらない。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣(または権限委任により地方厚生局長)の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生(支)局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考え。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	589	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事への移譲				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可権限の都道府県知事に移譲する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

都道府県の許可制のもと、在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

本件提案は、以下の観点から慎重に検討すべき問題である。

麻薬は、医療上有効な治療薬であると同時にその依存性等から、乱用される虞の高い非常に危険なものである。そのため、麻薬の譲渡は、麻薬及び向精神薬取締法第24条第1項から第10項にて厳しく規制されており、この流通を外れるものは、国が一元的に管理するものとして、同法第24条11項のとおり厚生労働大臣（または権限委任により地方厚生局長）の許可が必要とされている。同許可による流通は、通常の麻薬流通経路とは異なるため、違法行為や不正流通の隠れ蓑にされる虞もあることから、不正流通等の最新の手口に精通している地方厚生（支）局麻薬取締部が申請の可否に関与する必要があると考える。また、許可後、不正や違反があると疑われた場合の監視業務においても、それらの手口に精通した麻薬取締部所属の麻薬取締官が行うことが、効率的である。都道府県にも麻薬取締員がいるが、少人数であることや、県によって流通量が異なり、許可件数が著しく少なく、そのノウハウが蓄積しにくいところもあり、対応が困難であると考えられる。

その他、本件のような御意見も伺う一方、自治体によっては、麻薬小売業者間譲渡許可の申請時期の多くが年末集中し、麻薬取扱者免許の申請時期と重複するため、事務量過多により対応が困難であること、許可申請の妥当性やその効力範囲の判断が困難である旨の意見も頂いている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	590	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可要件の緩和、許可期間の延長				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

医療用麻薬に係る薬局間の譲受・譲渡許可を「在庫量の不足により調剤することができない場合」に限らず認められるよう要件を緩和する。また、譲受・譲渡許可申請者の麻薬小売業者免許が全て翌年の12月31日までの場合は、翌年12月31日までの許可を認めるようにする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

薬局の麻薬の譲渡許可は、麻薬及び向精神薬取締法施行規則第9条の2により、在庫量の不足のため調剤することができない場合に限り認められており、特例的な許可を受けても自由に相互融通できず、許可期間も最長で1年とされているため、制度が十分に機能していない。結果として在庫麻薬の使用期限が到来、不良在庫化し、廃棄に至る事例が数多く認められており、緩和医療薬学会の調査によれば、保険薬局の不良在庫は1年間で推計約75億円、廃棄金額は推計約7億円にも上るとされている。

また、本府薬剤師会からも、経済的負担の軽減や患者への迅速・円滑な流通や医療資源の有効活用のため、薬局間の麻薬譲受・譲渡に係る規制緩和を求める声が強い。

在庫量の不足以外の緊急性がなくても通常から融通できるようになれば、不良在庫のリスクが減るため、在宅緩和ケアに取り組む薬局が増え、患者の在宅療養環境が充実することが期待される。

国は構造改革特区第20次・地域再生第9次検討要請に対し、医療用麻薬については国際条約に基づき、適切な流通管理が求められていることを理由に権限移譲・規制緩和が困難である旨回答しているが、麻薬及び向精神薬の不正取引の防止に関する国際連合条約及び麻薬に関する単一条約では、製造業者及び分配業者の手にその業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質(=麻薬)が蓄積されることを防止することが定められているが、現行のように薬局必要品目を全てそろえることを求めることの方が、余剰在庫を増やし、「業務の正常な遂行及び市場の一般的状況に必要な数量を超えて当該物質が蓄積される」と言えなくもないことから、適正な管理のためにも規制緩和を求めるもの。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第24条第10項、第11項
同法施行規則第9条の2

現在、麻薬製造業者及び麻薬製剤業者において、例えば20錠や40錠等の小単位包装の麻薬製剤が販売されており、それらを購入することで備蓄量が過大になるとは考えにくい。

本件提案にあるように、在庫量の不足以外に緊急性がなくても通常から融通できるようにした場合、麻薬の備蓄に不均衡が生じるばかりか、流通も複雑化するため、流通実態把握が困難となり、麻薬不正流通の原因となる可能性がある。

また、麻薬小売業者間譲渡許可は、個別の店舗単位ではなく、そのグループに対して認めているが、近隣に薬局が増設された時にも柔軟にグループを組み直す必要があることから、その参入の障害になるような2年という長期間の許可を与えることは不適當と考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	591	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医療用麻薬の廃棄にあたっての行政職員の立会要件の廃止				
提案団体	京都府、兵庫県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬の廃棄の際に、都道府県の職員の立会の下に行わなければならないこととされている要件をなくし、事後届出のみでよいこととする

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

未使用麻薬は、予め届け出を行い、都道府県職員の立会の下で廃棄しなければならないとされているが、在宅医療の進展により、患者に投与される麻薬の数量や品目が急増する中、麻薬の廃棄処理に時間がかかり、医療機関や薬局(麻薬小売業)に勤務する薬剤師への時間的、身体的な負担が大きく、本府薬剤師会からも、立会の要件の撤廃を求める声が根強い。

医療用麻薬の流通を真に予防すべきであれば、紛失・盗難等のリスクにも一定対応すべきだが、これらの日常的な管理は薬局や医療機関の自主的な管理にゆだねられており、一定の秩序が保たれていることから、廃棄のみ行政機関の立ち会いを求めるのは、整合性に欠けると言える。

また、医療用麻薬と同様に幻覚・依存作用のあるシンナーは毒物劇物取締法の適用を受け、廃棄に立ち会いが不必要なのに医療用麻薬のみ必要なのも整合性に欠けると言える。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第29条

医療用麻薬の廃棄にあつては、紛失、盗難、横流し防止の観点から、麻向法第29条の規定に基づき、都道府県職員立ち合いの下で廃棄しなければならないこととされている。

医療用麻薬の管理中において、廃棄の時点は、盗難、紛失等のリスクが高いと考えられることから、従前どおり都道府県職員立ち合いの下で確実に廃棄すべきものである。また、廃棄の時点で立ち会いを求めている趣旨として、その段階で医療用麻薬の流通数を確認するという意味合いがあり、例えば日常的な管理の段階で、仮に紛失や盗難が発生している場合であってもこの廃棄の段階で判明する。以上の理由により、廃棄を立ち合いのもと行うことは、従前どおり必要である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 第1次回答

通番:14

管理番号	636	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	麻薬取扱者の免許の期限延長				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

麻薬取扱者の免許の有効期間について、免許の日の属する年の翌年の12月31日までとなっている規定を、5年後の12月31日までとすること。(最長6年の有効期間とする。)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障・制度改正の必要性】

麻薬免許証の最長有効期間は、麻薬及び向精神薬取締法第5条に基づき、最長2年間(免許の日からその日の属する年の翌年の12月31日まで)となっている。

免許については、本県で年間1500~2000件程度の申請があるが、その大半の申請が12月に集中するため、その事務処理に苦慮している。

免許の期限が延長されれば、免許申請が分散することにより、事務処理が円滑に進行すると考えられる。

根拠法令等

麻薬及び向精神薬取締法第5条

麻薬取扱者免許の期限については、麻薬及び向精神薬取締法第5条の規定に基づき、最長2年間となっている。

麻薬取扱者として、現に麻薬に関する業務又は研究に従事している者の実態を十分に把握し、これに対する監督を厳重に行うために、免許の有効期間は、免許の日から翌年の12月31日までとし、隔年の1月1日現在においてすべて新規に免許を受けなければならないこととしている。

免許の有効期限を2年以上に延長した場合、免許の実態を十分に把握できなくなる恐れがあり、免許付与後に麻薬を取り扱わなくなった者に対しても、漫然と麻薬取扱者免許を与えることになりかねず、医療用麻薬の適正管理、施用の観点から適切ではない。よって、本件にあつては、従前どおり麻薬取扱者免許有効期限は最長2年とすべきである。